

東京法務局一斉「相続・遺言」説明会 & 相談会

相続登記の義務化及び自筆証書遺言書保管制度の説明会を開催します。
併せて、司法書士及び土地家屋調査士による無料相談会を行います。この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？
注）申請書等の作成・チェックは行うことができませんのであらかじめご了承ください。

開催日 令和8年6月12日（金）

説明会

説明会は、会場①～④において実施します。
（※一部会場では、本局会場からウェブ会議システムにより中継します。）
・法務局職員による「相続登記の申請義務化」
・法務局職員による「自筆証書遺言書保管制度」
・東京司法書士会による「相続・遺言の注意点」
・東京土地家屋調査士会による「相続と土地建物の登記」



相談会

司法書士・土地家屋調査士による「相続・遺言」に関する相談会
※土地家屋調査士による相談は、①本局会場及び③府中会場の実施となります。
その他の会場では実施しませんのでご注意ください。
※相談時間は、一組20分です。



予約受付

令和8年5月12日（火）～6月11日（木）
※土日祝日を除く（9:00～17:00）
※予約方法：各会場に電話又は直接窓口へ

各会場・お問合せ先

■会場番号① 本局会場

（千代田区九段南1-1-15）
説明会：定員40名（10:00～12:00）
相談会：定員30組（13:30～16:30）
予 約：03-5213-1319（民事行政調査官室）
会 場：東京法務局九段第2合同庁舎14階会議室

■会場番号② 八王子会場

（八王子市明神町4-2-1-2）
説明会：定員16名（10:00～12:00）※ウェブ中継
相談会：定員8組（14:00～16:00）
予 約：042-631-1377（ガイダンスの3番を選択）
会 場：
説明会 東京法務局八王子支局2階専用会議室
相談会 東京法務局八王子支局1階共用会議室

■会場番号③ 府中会場

（府中市新町2-4-4）
説明会：定員20名（10:00～12:00）※一部ウェブ中継
相談会：定員12組（13:30～16:30）
予 約：042-335-4753（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局府中支局1階会議室

■会場番号④ 西多摩会場

（福生市南田園3-6-1-3）
説明会：定員20名（10:00～12:00）※ウェブ中継
相談会：定員12組（13:30～16:30）
予 約：042-551-0360（ガイダンスの3番を選択）
会 場：
説明会 東京法務局西多摩支局2階会議室
相談会 東京法務局西多摩支局相談室

■会場番号⑤ 城南会場

（大田区鞆の木2-9-1-5）
相談会：定員12組（14:10～17:10）
予 約：03-3750-6651（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局城南出張所1階会議室

■会場番号⑥ 世田谷会場

（世田谷区若林4-2-2-1-3世田谷合同庁舎）
相談会：定員12組（13:30～16:30）
予 約：03-5481-7519（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局世田谷出張所2階会議室

■会場番号⑦ 豊島会場

（豊島区池袋4-3-0-2-0）
相談会：定員8組（13:00～17:00）
予 約：03-3971-1616（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局豊島出張所4階会議室

■会場番号⑧ 城北会場

（葛飾区小菅4-2-0-2-4）
相談会：定員16組（13:00～17:00）
予 約：03-3603-4305（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局城北出張所4階会議室

■会場番号⑨ 町田会場

（町田市森野2-2-8-1-4町田地方合同庁舎）
相談会：定員12組（13:00～16:00）
予 約：042-722-2414（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局町田出張所4階会議室

■会場番号⑩ 田無会場

（西東京市田無町4-1-6-2-4）
相談会：定員12組（14:00～17:00）
予 約：042-461-1130（ガイダンスの3番を選択）
会 場：東京法務局田無出張所1階会議室

■会場番号⑪ 立川会場

（立川市緑町4-2立川地方合同庁舎）
相談会：定員12組（14:00～17:00）
予 約：042-524-2716（ガイダンスの3番を選択）
会 場：立川地方合同庁舎7階会議室

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること

- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続きをするの？



『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで良いの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？

会場へのアクセスは、東京法務局ホームページをご覧ください。⇒

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

